

1 事業主体
林道事業は、県営(代行含む)又は市町村等営(森林組合・森林組合連合会)の区分により実施するものとする。
※県有林に関するものは県営で実施する。

2 事業体系

区分	国事業名	事業区分	実施内容	補助率	県代行の場合		県代行以外の場合			事業主体	採択基準					
					国	県	国	県								
								償還基金補助	経費補助							
交付金	農山漁村地域整備交付金	育成林整備事業	森林管理道 森林施業道	林道開設	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を県が負担。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用区域内森林面積 50ha以上 (過疎、特定・準特定は30ha以上) ・ 森林施業道 10ha以上 ○ 利用区域森林面積に対し、延べ面積10%以上に相当する森林において、森林の整備が計画されていること。 ○ 利用区域森林面積 500ha以上 (過疎・振山の場合 200ha以上) ○ 利用区域森林面積 50ha以上 (過疎の場合 30ha以上) ○ 利用区域森林面積 上記「改良」の「幹線」に同じ ○ 利用区域森林面積 上記「改良」の「その他」に同じ ○ 林道台帳に登録された既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に健全性及び耐震性に係る点検診断 ○ 森林環境保全整備事業の「老朽化対策」の対象となるものは除く(令和4年度までに測量等を実施したものはこの限りではない) ○ 林道台帳に登録された林道施設のうち、施設集約化計画に基づく林道施設の撤去 					
					過疎・振山	50/100						50/100				
		林道改良事業	改良	幹線	50/100	50/100	7.3/100	1/100								
				その他	30/100	30/100	15.3/100									
林道点検診断・保全整備事業	点検診断 保全整備	—	予算補助	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検診断等の結果に基づき、測量・設計並びに施設の補修及び更新等を実施 ○ 1箇所当たり事業費40万円以上、900万円未満 ※点検診断及び施設集約化(撤去)は、この限りではない 					
				施設集約化	—	30/100	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要件は農山漁村地域整備交付金に準じる ○ 地域再生計画の策定が必要 			
	地域未来交付金(地域未来推進型) (旧第2世代交付金、旧地方創生道整備推進交付金)	—	森林基幹道 森林管理道	林道開設 改良 舗装	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —					
国庫補助	森林環境保全整備事業	林道整備事業	林業生産基盤整備道	林道開設 改良 舗装	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を県が負担。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林道規定に定める自動車道の2級であること ○ 利用区域内の森林において、森林経営計画等に基づく森林施業の実施が計画されていること ○ 利用区域内の森林において、森林経営計画等に基づく森林施業の実施が計画されていること ○ 利用区域の全部又は一部が「効率的施業区域」「生産基盤強化区域」「集約化構想の区域」のいずれかと重複する路線 ○ 利用区域内の森林において、森林経営計画等に基づく森林施業の実施が計画されていること ○ 利用区域の全部又は一部が「効率的施業区域」「生産基盤強化区域」「集約化構想の区域」のいずれかと重複する路線 ○ 利用区域内の森林において、森林経営計画等に基づく森林施業の実施が計画されていること ○ 林道規定に定める自動車道の2級であること ○ 利用区域内の森林において、森林経営計画等に基づく森林施業の実施が計画されていること ○ 地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられている林道であること ・ 林野火災特別地域における林道であり、当該林道と山火事防止施設を一体的に整備するとともに、地域の林野火災に関する計画において当該林道や山火事防止施設と一体となった林野火災対策が位置づけられていること 					
					過疎・振山	50/100						50/100				
					改良	舗装以外						30/100	30/100	7.3/100	1/100	
						舗装						1/3	1/3	12.7/100		
					老朽化対策	—						—	50/100	7.3/100	1/100	同上
						機能回復						—	50/100	—	—	
		山村強靱化林道	開設 改良 舗装	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を県が負担。							
				過疎・振山	50/100					50/100						
				改良(舗装を除く)	公道等に2箇所以上接続					50/100		1/2	7.3/100			
					上記以外					30/100		30/100	15.3/100			
				舗装	公道等に2箇所以上接続					50/100		1/2	7.3/100			
					上記以外					1/3		1/3	12.7/100			
老朽化対策	—	—	50/100	7.3/100	1/100	同上										
	機能回復	—	50/100	—	—											
PCB対策	濃度分析調査	—	—	50/100	—	50/100	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ S41～S49(1966年～1974年)の期間に建設または塗装の塗り替えが行われた鋼製構造物(橋梁等)が対象 ○ 令和9年3月31日までに実施されるものに限る 						
	処理	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
国庫補助	林道施設災害復旧事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ※1 別に定める採択基準による ※2 林道災害復旧事業については、施設管理者が実施するものであること。 					

下線部は昨年度から変更のあった箇所

3 県代行事業の要件については、以下のとおり
過疎地域自立促進特別措置法又は山村振興法により基幹道路として指定され、次の①～③の全てを満たしていることが必要であること
① 利用区域森林面積が50ha以上であること
② 地域森林計画において指定道路として位置付けられていること
③ 次のア～ウのいずれかに該当していること
ア 利用区域内に10戸以上の集落が存在していること
イ 国道、県道等の既設道路と連絡していること
ウ 市町村森林整備計画の「路網整備等推進区域」内に計画されていること

4 3の要件を満たさないものについては、市町村等営(森林組合・森林組合連合会)により実施するもの。